

令和6年10月22日

村上市公営企業

村上市長 高橋 邦芳 様

村上市上下水道事業審議会
会長 大 串 葉



村上市上下水道料金の改定について（答申）

令和6年6月19日付け村上下第192号で、当審議会に諮問された村上市上下水道料金の改定について、審議を重ねた結果、次のとおり答申します。



答 申 書

村上市上下水道料金の改定について

令和6年10月22日

村上市上下水道事業審議会

1 はじめに

村上市の上下水道事業は、平成 20 年度の市町村合併後、料金統一を主眼として平成 30 年度に基本料金を統一し、令和 4 年 6 月には、従量料金の統一を実施した。

公営企業である上下水道事業は、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制が原則とされており、これまでも水道事業では、給水区域の統合を図るなど施設の合理化を進め、下水道事業においても施設の統廃合や人件費の削減などの維持管理経費の抑制に取り組んできた。しかしながら、それ以上に近年の人件費、電気料金等物価上昇の影響により、現在の料金水準では維持管理経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の繰入金により、経営を維持している現状であり、このままでは、市の財政を逼迫し今後の行政施策にも影響を及ぼしかねない状況である。

2 答申事項

(1) 上下水道料金の適正水準と料金体系について

① 料金改定率について

- ・水道料金平均改定率 14.4%
- ・下水道使用料平均改定率 34.0%

② 料金体系について

・水道料金体系は、基本料金と従量料金の二部料金制とし、基本料金は口径別の逦増制、従量料金は均一料金制とする。簡易水道料金は、上水道料金と同様の料金体系とする。

なお、用途区分における「温泉旅館用」、「船舶給水用」、「公衆浴場用」及び「私設消火栓」についても同様の改定率とする。

・下水道使用料体系は、基本使用料は一律と従量使用料は変動しない単一型の二部使用料制とする。

なお、「特定排水」についても同様の改定率とする。

※改定案料金表は、別表 1・別表 2 のとおり

(2) 改定時期について

できるだけ速やかに料金改定を実施すること。

水道料金改定案料金表

(税抜)

種別	メーターの口径 及び用途		基本料金 (1 箇月につき)		従量料金 (1 m ³ あたり)
			基本水量	基本料金	
専用及び共用	一般用	13m m	5 m ³ まで	1,400 円	160 円
			10 m ³ まで	1,600 円	
		20m m	10 m ³ まで	1,800 円	
		25m m	10 m ³ まで	2,000 円	
		30m m	なし	2,300 円	
		40m m	なし	3,800 円	
		50m m	なし	9,100 円	
		75m m	なし	13,700 円	
		100m m	なし	20,500 円	
		150m m	なし	26,200 円	
	温泉旅館用	40m m	なし	3,800 円	90 円
		50m m	なし	9,100 円	
		75m m	なし	13,700 円	
		100m m	なし	20,500 円	
		150m m	なし	26,200 円	
	公衆浴場用	—	—	—	90 円
	船舶給水用	—	—	—	160 円
	私設消火栓	—	—	—	1 栓放水時間 10 分につき 1,300 円

備考

※表中の「温泉旅館用」とは、口径 40m m以上で温泉に使用するものをいう。

下水道使用料改定案料金表

(税抜)

排水区分	基本料金 (1 箇月につき)		従量料金 (1 m ³ あたり)
	汚水の排除量	料金	
一般排水	10 m ³ まで	2,100 円	220 円
特定排水			70 円

備考

※特定排水とは、公共下水道村上処理区瀬波分区内の旅館、ホテル、保養所及び共同浴場から排水される汚水をいう。

3 審議内容

(1) 料金算定期間

料金算定期間については、3年から5年が基準とされており、水道料金及び下水道使用料ともに、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(2) 適正水準と料金体系について

上水道事業については、日本水道協会による「水道料金算定要領」に従い、営業費用及び支払利息の不足見込額2.3億円に、資産維持費(2.5億円)を加算した「総括原価方式」で算定することとし、令和7年度から令和11年度までの5年間で、4.8億円を確保できる料金水準とし、料金改定率は14.4%に設定した。しかしながら、老朽化に伴う施設更新に必要な資金を確保できる改定には至っておらず、簡易水道事業については、上水道事業を基準とした改定水準では、維持管理費も回収できない状況にあり、今後も有収水量の減少が進み、財政構造はさらに悪化していくと見込まれる。

下水道事業においては、使用料収入のみで維持管理費を賄っていない現状であり、下水道事業の投資財政計画において、令和7年度から令和11年度までの5年間で不足すると見込まれる額13.6億円の使用料を確保できる水準とし、平均改定率を34.0%に設定、維持管理経費回収率100%を基準とした改定内容とした。

上下水道事業は、生活に欠かせないライフラインとして、これまで多額の資金を投じ整備をしてきたが、施設の多くが老朽化しており、改築更新や耐震化にさらなる投資が必要となる。また、水需要の減少により、当初計画した施設能力がオーバースペックとなっている施設もあることから、施設更新の際には、施設の在り方について十分な検討を行う必要がある。

今回の料金改定水準は、5年間の算定期間における収支状況から経営を維持していくための水準としており、安定した経営が確保される水準とはなっていないため、5年間の算定期間内であっても、適時適切な料金水準についての検討が必要である。簡易水道事業、下水道事業においては、改定後も一般会計からの繰入金に頼った財政構造が変わるものではなく、このような経営状況であることは、市民に対し十分な周知が行われているとは言えず、危機感の共有がなされていない。料金改定は市民生活や企業活動へ及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨や内容等について理解を得られるよう分かりやすく丁寧な周知を望むものである。

(3) 料金改定時期

市民に大きな影響を与える値上げ幅となるが、今回の料金改定率で、上下水道事業が自活するまでには及んでいない。市町村合併後における料金統一まで時間を要したため、改定時期を逃さずできるだけ速やかに料金改定を実施されたい。

4 附帯意見

- (1) 今回の料金改定は、上下水道事業の運営が一般会計からの繰入金に依存した経営形態について根本的に見直しを行い、本来であれば市の施策に投じられる多様な事業を圧迫するまでになっている現状を重く受け止め、公営企業として独立した健全な事業運営を目指すためのものである。今後の料金改定については、さらなる効率化への取組が必要であり、経営改革を図りながら、さらに検討を進めていくべきである。
- (2) 今回の下水道使用料改定については、現状施設を最低限維持していくためのものであり、投資財政計画には、施設の在り方における抜本的な改革について反映されているものではない。今後の施設の在り方については、中長期的な解決が必要であり、持続可能な運営を行っていくためには、市として早期に方向性を決める必要がある。
- (3) 上下水道事業の持続可能性を高めるためには、今後の料金負担の増加を抑制できるように経営戦略において、将来の事業環境に適した施設の方向性や料金収入の見通しなどの中長期的な課題について十分に情報提供を行い、市民と共有しながら、その実効性の確保に努めるべきである。

○審議の経過

	期 日	審 議 事 項
【第3期】 第5回	令和6年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 上下水道料金の改定について ・ 今後の上下水道事業審議会日程について
第6回	令和6年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道(汚水)事業の建設改良計画について ・ 投資財源見通し(下水道事業) ・ 下水道使用料改定案について
第7回	令和6年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料改定案について ・ 水道事業の建設改良計画について ・ 投資財源見通し(上水道事業) ・ 投資財源見通し(簡易水道事業) ・ 水道料金改定案について
【第4期】 第1回	令和6年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上市上下水道料金の改定について ・ 答申案について
	令和6年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

○委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	大串 葉子	同志社大学大学院 ビジネス研究科教授	
副会長	鷺見 英司	日本大学 経済学部教授	
委 員	加藤 明	税理士	
委 員	梅田 久子	村上市消費者協会	
委 員	遠藤 誠作	全国簡易水道協議会	
委 員	酒井 航	地方共同法人 日本下水道事業団	
委 員	瀬賀 秀雄	水道の使用者及び下水道の受益者	
委 員	山貝 有紀子	水道の使用者及び下水道の受益者	